

第八十五回国会 参議院内閣委員会 会議録第一号

昭和五十三年十月三日(火曜日)
午前十時三十八分開会

委員氏名
委員長 塚田十一郎君
理事 林 道君
理事 原文兵衛君
理事 片岡 勝治君
理事 井上 計君
理事 岡田 広君
理事 加藤 武徳君
理事 源田 実君
理事 斎藤栄三郎君
理事 竹内 潔君
理事 林 寛子君
理事 堀江 正夫君
理事 川村 清一君
理事 野田 哲君
理事 山崎 昇君
理事 和泉 照雄君
理事 黒柳 明君
理事 山中 郁子君
理事 森田 重郎君
理事 秦 豊君

出席者は左のとおり。
委員長 松垣徳太郎君
理事 岡田 広君
理事 林 道君
理事 片岡 勝治君
理事 井上 計君
理事 源田 実君
理事 竹内 潔君
理事 林 寛子君
理事 原文兵衛君
理事 堀江 正夫君
理事 野田 哲君
理事 黒柳 明君
理事 山中 郁子君
理事 森田 重郎君
理事 秦 豊君

委員

事務局側
常任委員会専門員 首藤 俊彦君

本日の会議に付した案件
○理事の辞任及び補欠選任の件
○調査承認要求に関する件
○派遣委員の報告に関する件

委員の異動
九月二十八日
辞任 補欠選任
加藤 武徳君 松垣徳太郎君

委員長の異動
九月二十九日塚田十一郎君委員長辞任につき、その補欠として松垣徳太郎君を議院において委員長に選任した。

○委員長(松垣徳太郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る九月二十八日、加藤武徳君が委員を辞任され、その補欠として私、松垣徳太郎が選任されました。

○委員長(松垣徳太郎君) この際、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、私、内閣委員長に選任されました。今後は、理事各位を初め委員の皆様方の御協力を得まして、公平かつ円滑な委員会の運営に努めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長(松垣徳太郎君) 次に、原文兵衛君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

ただいまの原理事の辞任に伴い理事が一名欠員となりましたので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さうです。

それでは、理事に岡田広君を指名いたします。

○委員長(松垣徳太郎君) 次に、調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うこととし、この旨の調査承認要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に

御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松垣徳太郎君) この際、派遣委員の報告に関する件についてお諮りいたします。

先国会閉会中に当委員会が行いました国の地方支分部局及び自衛隊の業務運営並びに国家公務員制度の家情調査のための委員派遣については、各班からそれぞれ報告書が提出されておりますので、これを便宜本日の会議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松垣徳太郎君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時四十一分散会

〔参照〕
派遣委員報告書(小笠原班)

塚田十一郎
片岡 勝治
竹内 潔
秦 豊

われわれ派遣委員四名は、去る八月七日、八日の両日、小笠原諸島の父島および硫黄島に出張し、国の地方支分部局および自衛隊の業務運営の実態、ならびに国家公務員制度の運用状況等について調査を行った。

日程第一日の八月七日は、父島において国の機関たる国土庁小笠原総合事務所、気象庁父島気象観測所、海上自衛隊父島基地分遣隊、防衛施設庁

小笠原防衛施設事務所のほか、東京都の機関である小笠原支庁の諸機関から、また第二日の八日には、硫黄島において海上自衛隊硫黄島航空基地分遣隊から、それぞれ業務の概況について説明を聴取し、併せて両島内を視察した。以下その概要を報告する。

一、父島関係

父島は、東京の南方はるか一、〇〇〇キロの太平洋上に浮ぶ、小笠原諸島最大の島であるが、周囲五〇キロ余り、面積も二四平方キロで、千代田区の約二倍に過ぎない。なお、小笠原諸島は大小三〇余の島々から成っている。周知のとおり、小笠原諸島は戦後二〇余年の間米国の施政下に入り、昭和四十三年になってようやくわが国に復帰した。同諸島にあっては、太平洋戦争末期の昭和十九年、住民約七、〇〇〇人が軍命令によって本土に強制疎開せられていた。そして終戦後も、欧米系の百数十人を除いては帰島が認められず、島は荒れるにまかされていた。このような特殊状況下にあったため、昭和四十三年の復帰にあたっては、「小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」および「小笠原諸島復興特別措置法」が制定され、旧島民の復興援助と同諸島における生活および産業基盤等の整備が行われることとなった。

小笠原総合事務所および小笠原支庁から、復興事業についての具体的な説明を受けた。それによると、事業は四十五年に自治大臣が決定した「小笠原諸島復興計画」(五カ年計画)によってスタートした。この計画は四十九年に五年延長され、五十三年度までとなったが、さらに来年度からの再延長が望まれている。当初計画においては、第一に基本方針として、旧島民の帰島促進、自然条件に即した生活・産業基盤の整備、観光の振興をうたっているほか、将来人口を常住一、九〇〇人(うち帰島者一、三〇〇人、短期滞在者約一、〇〇〇人)の約三、〇〇〇人と想定、第二に土地利用計画の適正化に努め、第三には復興事業計画として、渡海、空港、道路などの交通施設、農業、漁業、

観光などの産業基盤施設、水道、住宅、医療、福祉などの生活基盤施設、文教施設等の整備を目指すこととしている。計画に基づき、五十三年度までに二八〇億円の事業費が充たされ、道路、学校、住宅、診療所などの諸施設が着実に整備されつつある。

しかしながら、問題点も数多く残されている。例えば産業面を見ても、農業、漁業ともに労働力不足であり、また本土から遠距離ゆえの流通過程の問題もある。観光についても、空港建設が未解決のままであり、船も来年度から新造船が就役してスピード・アップされるとはいえ、なお二十六時間(現在三十八時間)を要すること、観光客の受け入れ態勢が不完全であることなどが指摘されている。さらに村政面においては、復興が行政ベースで遂行されてきたために、村としての主体性や組織が必ずしも十全とはいえない。そして産業基盤が弱体であるという点からして村財政に不安が残る。こうした問題点の存在を認めつつも、行政当局は、復興事業を再検討した結果、「復興」から「振興」へと切り換えていくことが必要であると認識に立っている、という説明があった。

復興事業は東京都の小笠原支庁が主体となって実施されており、同支庁にあっては約一六〇〇人の職員がその任にあっている。国の機関としては、冒頭に述べた諸機関が置かれている。先ず国土庁小笠原総合事務所であるが、これは「小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」に基づいて、小笠原諸島に係る国の行政機関の権限に属する事務を処理するための、現地における総合行政機関として設置されたものである。所長以下二一人(併任を除く)の職員をもって、戸籍、登記、出入国、検査、防疫、帰島保護事務等のほか、国有林、郵政の両事業までも含む広範な業務を遂行している。但し、業務運営に当たっては都と緊密な連携が保たれ、人員的にも一二名の併任者を得ている。例えば次長を小笠原支庁長が兼ねるほか、総務関係九人のうち八人を都職員が併任している。

気象庁海洋気象部父島気象観測所は、その歴史極めて古く、明治二十九年に小笠原島司に気象観測事務を委嘱したことに始まり、十年後の三十九年には父島に観測所が開設されている。小笠原諸島付近は、日本に甚大な災害をもたらす台風や梅雨前線の観測に大きな役割を果しうる地点であり、また世界気象機関(WMO)の重要観測地点にも指定されている。定員は一二名となっている。

海上自衛隊父島基地分遣隊は、四十三年の復帰に伴って発足したもので、横須賀地方総監の隷下に置かれ、当該基地の警備、管理はもとより、寄港する艦艇や急患空輸のための航空機への支援、海上における危険物の処理等を任務としている。実績としては、練習艦隊などへの支援が年間約二〇隻、急患やVIP輸送のための飛行艇への支援が年間二〇〜三〇件で、うち急患輸送はこの一〇年間で約六〇件に達している。また父島、母島周辺の爆発物処理は、最近二年余の間に約五トンとなっている。分遣隊は本部と特務艇一隻(五〇〇トン)から成り、定員は四五名である。

防衛施設庁小笠原防衛施設事務所は、復帰と同時に東京防衛施設局の下に設置され、海上自衛隊の父島基地分遣隊、父島夜間山送信所、硫黄島飛行場、南島島着陸場のほか、駐留軍に提供している硫黄島通信所、南島島通信所の計六施設について、その取得、国有財産管理、建設工事等に関する事務を所掌している。定員は四名である。各機関からの説明聴取後、島内を視察した。そこで見たものは、亜熱帯性の美しい植物や、澄みきった海であり、また復興事業のすばらしい成果であった。道路、港湾といった交通施設をはじめとして、発電所、上下水用ダム、住宅、学校、保育園、村民会館、診療所などの生活環境施設や教育、医療施設についても着々と整備が進められており、関係者の努力が結実しつつあった。さらに農業振興の基礎づくりのために東京都が開所した、亜熱帯農業センターおよび水産センターも、立派にその成果を収めつつあるように見受けられた。ただこうした努力にもかかわらず、問題点な

いし懸案事項も少なくないことは、既に述べたとおりである。

二、硫黄島関係

硫黄島は、父島からさらに南下すること二五〇キロの洋上にあり、緯度から見れば台湾のそれに等しい。硫黄島を中心に、半径およそ七〇マイル(一一、二六〇キロ)の円を描けば、東京、那覇、南島島、グアムなどがほぼその弧線上にある。周囲約二二キロ、面積も約二二平方キロであり、この面積は小笠原諸島では父島に次ぎ、また同諸島では最大の平坦な台地を持つ島となっている。地形は南端にある有名なスリパチ山(約一七〇メートル)をかなめとし、南北約八キロ、東西約四、五キロの頭状の島である。火山島のため地熱が高いうえ地質も悪く、農耕には適さない。ただ戦前は人も住み、硫黄採取やサトウキビ栽培等の産業もあったが、現在は自衛隊員と米沿岸警備隊員が駐屯しているのみである。

硫黄島には、海上自衛隊第四航空群(厚木基地)に属する硫黄島航空基地分遣隊が四十三年から置かれ、さらに同分遣隊の下には南島島航空派遣隊が設けられている。その任務とするところは、硫黄島および南島島における滑走路等の航空機のための諸施設の維持と、航空管制、給油等の航空機に対する支援である。硫黄島には長さ二、六五〇メートル、幅六〇メートル、南島島には長さ一、二四〇メートル、幅四五メートルの滑走路を有する。対潜機をはじめとする飛来航空機に対するこの数年間の年間支援実績は、硫黄島にあっては六〇〇機前後、南島島にあっては百数十機となっている。

硫黄島においては、厚生省が派遣する戦没者の遺骨収集団や慰霊団に対する支援も年間四回程度ずつ実施している。言うまでもなく、硫黄島は太平洋戦争における最大激戦地の一つである。日本軍の戦死者は二〇、〇〇〇人を超え、米軍も戦死者約七、〇〇〇人、負傷者約一八、〇〇〇人で、米軍の死傷者数が日本軍のそれを上回るといふ、他に例を見ない戦場の地であった。しかも、

日本軍將兵の大半が地下壕内で戦死し、その壕の出入口が米軍の砲撃やブルドーザーによって埋められてしまったこと、戦後密生したギンネムの林によって覆われてしまったこと、さらに多数の不発弾が埋まっていて危険であることなどから、これまで収集された遺骨は約五、〇〇〇柱にとどまっている。従って、いまだに一五、〇〇〇柱以上の遺骨が島内に眠り続けているのである。このため、厚生省は毎年収集団を派遣しているわけであるが、作業の進捗状況は必ずしも順調とは言えないようである。

南島航空派遣隊にあっては、気象庁に対する給食、発電等の業務支援を恒常的に実施している。

硫黄島航空基地分遣隊の人員は約六〇名であり、うち約一〇名が南島島に派遣されている。硫黄島における隊員の勤務期間は一年で、この間三か月交替で南島島に派遣されるというシステムをとっている。

硫黄島においても島内視察を行った。かつては、米軍の熾烈な砲撃によって島全体が荒れはてた地肌をさらしていたという。しかし、今では島内の大部分はギンネムに覆われ、かのスリパチ山でさえ例外ではなく、戦後の時の流れを物語っていた。ギンネムの繁殖力は極めて旺盛であり、滑走路際にまで根を張っている。このため、隊員たちにとってギンネム刈りが重要な作業の一つとなっている。また滑走路は雨水集めにも利用されている。硫黄島にあっては、雨水が唯一の水源地であり、滑走路を流れる雨水を大きな貯水池に集め、これを浄化して用水にあてているのである。島の北東部に建立された戦没将兵慰霊碑を訪れた後、旧軍の地下壕の一つに入った。壕内の温度は、地熱のため六〇度を超え、将兵たちの苦痛がしのべた。スリパチ山にも登ったが、砲撃によって山の片側がえぐり取られてしまい、山容が大きく変ってしまったという説明を聞き、改めて戦闘の激しさを確認させられた。

以上、小笠原諸島のうちの父島および硫黄島に

関する調査の概要を述べた。最後に、関係職員一同が、厳しい地理的、気候的環境の中で、しかも大半が単身赴任という条件の下で、それぞれが与えられた任務の遂行に勉勵していることに敬意を表したい。併せて、南島における関係省庁および東京都の諸施設がかなり老朽化しており、建替計画はあると聞くものの、可及的速やかに措置すべき現状にあることを指摘しておく。

派遣委員報告書(広島、山口班)

林 道
野田 哲
黒柳 明
山中 郁子

われわれ派遣委員四名は、去る九月四日より六日までの三日間の日程をもって、広島県及び山口県に出張し、国の地方支分部局及び自衛隊の業務運営並びに国家公務員制度の実情調査を行った。その調査日程は次のとおりである。

日程の第一日は、人事院中国事務局、中国管区行政監察局、広島通商産業局及び東洋工業株式会社からそれぞれ業務の説明を聴取した。

第二日は、在日米陸軍川上弾薬庫、呉防衛施設局、海上自衛隊地方総監部、それに江田島に所在する海上自衛隊第一術科学校、幹部候補生学校、さらに少年術科学校の関係者から業務の説明を聴取したのちに、諸施設等を視察した。

第三日は、岩国市内に駐屯する海上自衛隊第三航空群と第五一航空隊、岩国航空分遣隊を訪れ、業務の説明を聴取し、同基地に所属する第七一航空隊のU-1(数難飛行艇)の体験飛行を行った。

次に、今回の調査結果の概要について、視察日程の順に報告する。

一、人事院中国事務局
人事院中国事務局は、中国地方五県を管轄区域とし、管内の国家公務員の在職状況は、本年三月三十一日現在、六万三、八〇一名(うち女子一万二、一七七名)であり、全国の国家公務員に対する割合では、七・五%を占めている。

一方、当事務局の定員は、局長以下一九人の構成で業務を運営している。その主な業務内容をみると、任用状況調査、人事記録等の監査、各種採用試験の実施、給与関係の調査研究、服務、能率、公平関係の業務のほか、各種の研修会の開催等広範囲にわたっている。

また、当管内においても、最近の産業不況を反映して、国家公務員の採用試験の申込者が増加の傾向にある。一般職についてはその応募状況を昭和四十九年度と五十三年度とを比較してみると、この五年間に上級試験では、一・七三倍、中級二・七四倍、初級一・七〇倍の増加となっている。応募者の増加と関連して、試験会場の安定した確保が困難になっている。その原因として会場に予定されている公立学校等の日曜、祭日の警備に、最近、民間警備員が配置されつつあり、その結果、休日の施設管理に対する責任体制が不明確になっているところにあるといわれている。

二、中国管区行政監察局

中国管区行政監察局では、五十三年度上半期に、中央計画監察の一環として、国民年金、簡易生命保険事業の業務運営、民間分譲中高層マンションに関する行政監察、さらに、瀬戸内海の赤潮防止対策事業等の新規行政施策の定期調査を実施したのに加えて、地方監察(調査)では、老人福祉施設等の管理運営、温泉の保護利用並びに宿泊施設等の衛生、計量の適正確保、世帯更生資金貸付制度の運営等、国民生活に密着した行政監察が行われている。

次に、国の行政運営に関する国民の苦情を受け、それに対し助言を行い、また、関係行政機関に連絡し、解決を図ることを目的とした行政相談の業務状況をみると、管内の五十二年の取扱件数は一万二、八五二件にも達し、四十五年より八・一%の増加となっている。この相談件数の九〇%以上が、四一人の相談員によって処理され、相談内容では、年金、生活保護、社会福祉施設、生活関連道路、不動産登記の諸問題に集中さ

れている。

三、広島通商産業局、東洋工業株式会社
中国地方は、管内主要経済指標によると、全国に占める位置は、六ないし八%にある(面積八・四%、人口六・六%、就業者六・九%、県内純生産六・五%、工業出荷額八・三%等)。このうち、当管内の工業出荷額は、戦前の全国比五%台から、昭和二十年から三十年代の六%台、四十年代には七%台へ、五十年代には八%台へと発展した。だが、こうした発展も、石油ショック以降の長期不況のため、管内の鉱工業生産指数も昭和四十八年十月(二四・八、五十年一〇〇)をピークに下降の一途をたどり現在に至っている。

次に、主要産業の一つである自動車工業の現状をみると、①小型自動車を主体とする東洋工業(株)と軽四輪主体から小型自動車へ移行した三菱自動車工業(株)水島製作所の二社があり、関連連請企業も含めた出荷額は、東洋工業では広島県全体の約一五%、三菱自動車では岡山県の約八%に及び地方経済におよぼす影響は極めて大きい。②昭和五十二年の管内自動車生産量は、輸出の伸張により一二五万台を数え、前年比一二・九%増となった。これは過去最高であった昭和五十一年の生産量を一万四三、〇〇〇台を上回るものである。しかし、現在の円高経済は、輸出に大きく依存している管内の自動車産業に深刻な影響を与えている。例えば、東洋工業の場合、五十二年に、八〇万台の生産台数のうち、六六%が輸出に向けられていたのが、今後において輸出の伸びがあまり期待できず、その結果、従業員も四十八年四月の三万五、九六七人をピークに、年々減少し、五十二年四月には、約四、〇〇〇人減少の三万三、一五八人となり、なお、昨年から雇用調整の一環として約五、〇〇〇人を生産、中間管理部門から販売部門に転転し、国内四万台の販売計画を達成するために、東京・大阪のベルト地帯を中心に国内需要の拡大に力を入れているとの報告があった。

四、在日米陸軍川上弾薬庫
本弾薬庫は、旧日本海軍が昭和十五年に完成し

たものであり、終戦後、米陸軍が接収し、現在も使用している。この施設は、秋月弾薬庫（江田島町）、広弾薬庫（呉市広町）と一体的に運用されており、土地面積は約二六二万平方メートルであり、この弾薬庫に勤務する米軍人は、司令官（中佐、秋月弾薬庫常駐）以下九人、軍属二人、それに従業員として日本人が一五七人で一七五ミリ砲弾等の搬入・搬出、保管、補修の労働に従事している。

一方、本施設の貯蔵する弾薬は、主として海上輸送により広弾薬庫を経由して搬出入されているが、弾薬の運送は、米軍と長期契約を結んだ日本の運送業者によって実施されている。また、昨年九月米陸軍は、本施設について弾薬庫の整備計画をもっているとの報道がなされたが、その後、具体的な動きはないとの報告が呉防衛施設局からなされた。

五、呉防衛施設局

呉防衛施設局は、現在、本局及び四事務所によって構成され、五三年度の定員は二〇六人となっている。管内の施設の現況は、自衛隊関係二三五施設、駐留軍関係八施設の内訳となっている。

次に主要な施設の概況にふれると、岩国飛行場は、五五九万八、〇〇〇平方メートルの広さの敷地をもち、米海兵隊及び海軍と海上自衛隊が共同使用している。現在、当基地において沖合移設問題がある。この問題は、岩国飛行場の滑走路北側進入表面下に、近代化学工場が密集しているた

め、米軍機の飛行活動に伴う危険性を防止しようとする観点から生じたものである。そこで、山口県、岩国市及び周辺七町からの要望等もあって、施設庁では、東側水面理立てが技術的に可能かどうかについて検討資料を得るため、昭和四十八年以來予備調査を実施してきた結果、技術的には可能との結論を得ている。ちなみに、この移設工事が実施された場合、一〇年間の歳月と六、〇〇〇億円の経費が必要だと推計され、さらに岩国漁業協同組合員である七〇〇世帯の漁業権補償問題を解決しなければならないとされている。

その他に、航空自衛隊美保基地において、現在の主力輸送機であるC-1を早期配備させるために、地元関係者と調整作業を行い、危険、騒音公害を防ぐため、周辺民家の集団移転を円滑にできるように説得しているといわれ、また、陸上自衛隊日本原演習場では、昭和四十六年六月に、長射程の射撃訓練を開始しようとした際に、地元住民側が「実弾射撃及びこれに伴う立入制限は、入会権、耕作権、通行権、環境権等の侵害である。」として行政訴訟を提起し、岡山地裁において、これまでに二回の口頭弁論が行われている。しかし、同演習における究極の課題は、西地区から東地区への長射程の火砲の射撃訓練にあるといわれ、その実現のために努力しているとの報告があった。

六 海上自衛隊関係

(一) 呉地方総監部

本部隊は、紀伊、豊後の両水道を含む瀬戸内海及び四国南方を警備担当区域とし、これらの区域

内の防衛、警備、自衛艦隊等に対する後方支援、海底の爆発物の処理並びに災害派遣等を任務としており、呉地方隊約二、四〇〇人、呉地区所在部隊約三、三〇〇人、警備担当区域約三、六〇〇人の定員によって構成されている。さらに艦船の配置状況は、自衛艦（艇）が二〇隻（自衛艦隊等を含むと約四五隻）、港内の人員移動、給水活動にあたる支援船は、約五〇隻（自衛艦隊等を含むと約六〇隻）となっている。

当総監部においても、退官する自衛官の再就職のあつた旋援業務が行われている。あつた旋援の対象は、三佐以下の階級者（二佐以上は海幕で援護）となっているが、これまでに警備、経理等の分野の職業に比較的多くの再就職がみられ、一〇〇％の就職率を達成しているとの報告があった。しかし、来年度以降、自衛官の定年退職者が大幅に増加すると見込まれ、これに加えて、円高不況等の要因による企業の減量経営の実態が折り重なって、中高年齢者である定年退職自衛官の再就職の途が、今後かなり厳しくなるものと予測される。

(二) 幹部候補生学校、第一術科学校、少年術科学校

当江田島地区は、明治二十一年に東京築地から海軍兵学校を移し、以来五十七年間にわたり将校生徒の教育を行ってきた。各学校の現状をみると次のとおりである。

幹部候補生学校は、海上自衛隊の初級幹部（三等海尉）としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を実施してい

て、定員は約八〇人となっている。第一術科学校は、定員約六四〇人によって、兵科教育として、砲術、水雷、掃海、航海、運用、通信、及び応急（火災、水難）に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、これらの術科に関する運用等について調査研究を行っている。

少年術科学校は、中学校卒業の少年のみを対象として通信、水測（潜水艦探知）その他の術科関係の職務を遂行するために必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行っていて、定員は約九〇人となっている。

次に、民生協力、災害派遣では、地元の公共団体が主催する文化祭、各種スポーツ大会等に協力しているとともに、近傍火災等の災害に対しても積極的に支援活動を実施している。特に、本年六月一日に発生した江田島町の山火事は、三日間に町面積の五分の一、山林面積の三分の一にあたる約一、〇〇〇ヘクタールを焼失するという大規模なもので、広島県下の最大の山林火災となった。この間、各学校から人員延一、三四三名、車両延一三一台を派遣し、終始積極的に消火活動に協力し、成果を上げたという報告があった。

(三) 第三一航空群、第五一航空隊、岩国航空分遣隊

当基地は、昭和十五年七月一日、日本海軍の岩国航空隊として開設されたが、現在、米海兵隊岩国航空基地として、米海兵隊と海上自衛隊が共同使用している。海上自衛隊は昭和三十三年三月岩国航空教育派遣隊が設置され、その後教育航空群・教育関係部隊としての変遷を経てきたが、P S-1型対潜飛行艇の配置にとまな、昭和四十四年三月に、岩国航空分遣隊、次いで四十八年三月

第三一航空群が開設され、現在に至っている。

次に、当基地に配属されている各隊の任務をみると、第三一航空群は、約一、〇〇〇名の編成によって波高三メートルの荒天時でも離・着水できるという、世界から注目を集めているPS-1型対潜飛行艇及びUS-1型救難飛行艇を主体として、周辺海域の監視・警戒・海上交通の保護・海上における救難等とあわせて、これらに必要な訓練を任務としている。また、岩国航空分遣隊は、約三〇〇名の隊員達によってさきのPS-1型機の運用に関する調査研究並びにそのよう載装備品の性能、用法に関する試験の実務を任務としている。

当航空群による民生協力の活動状況は、基本姿勢として事態発生に際して迅速に対応するため、初動を重視し積極的に行動を展開することになり、五十一年七月一日の第七一航空隊発足以降、五十三年六月までの間に、US-1型救難飛行艇による患者輸送の実績は、父島・母島の患者輸送一七件、洋上救難による患者輸送一四件の合計三一件となっている。なお、岩国から父島・母島への飛行距離は、東京と父島・母島間の飛行距離とほぼ同じ程度である。

九月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、一般職の職員に給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、特別職の職員に給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五

年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。
第十条の三第一項中「第四号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三年以内」を削り、同項第一号中「十六万円」を「十七万円」に改め、同項第二号中「三万四千円」を「三万五千円」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げる官職以外の官職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額二千五百円

第十条の三第一項第四号を削る。

第十一条第三項中「八千円」を「九千円」に、「二千三百円」を「二千七百円」に、「五千円」を「五千五百円」に改める。

第十二条第二項第一号中「一万四千円」を「一万五千円」に改め、同項第二号中「自転車等の使用距離が片道十キロメートル未満」を「自転車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道五キロメートル未満」に改め、「二千円」の下に、「使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員にあつては二千二百円」を加え、「三千四百円」を「三千六百円」に、「うち、自転車等の」を「うち、」「三千八百円、自転車等の」の下に「二十キロメートル未満」を加え、「五千三百円」を「五千六百円、使用距離が片道二十キロメートル以上である者にあつては七千五百円」に改め、同項第三号中「一万四千円」を「一万五千円」に改める。

第十九条の三第二項中「百分の二百」を「百分の百九十」に改める。

第十九条の五第二項中「一万五千二百円」を「二万二百円」に改め、同条第三項中「高等学校等（学校教育法に規定する高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部をいう。）を学校教育法に規定する高等学校、幼稚園又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚園」に改める。
別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表（一）

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	260,700	201,200				104,200	90,500	
2	272,000	209,700	178,800	151,300	126,700	109,400	94,600	74,400
3	283,300	218,200	185,800	157,700	132,400	114,700	99,100	76,600
4	294,700	227,100	192,900	164,200	138,100	120,100	104,100	79,000
5	306,100	236,000	200,000	170,800	144,100	125,400	108,800	81,400
6	317,500	245,000	207,300	177,400	150,100	130,700	112,900	84,300
7	328,900	254,000	214,700	184,100	156,100	136,000	117,000	87,400
8	340,400	262,800	222,100	191,000	162,100	141,200	120,900	90,500
9	351,900	271,600	229,500	198,000	168,000	145,900	124,600	93,200
10	363,300	280,400	237,000	205,100	173,900	150,400	128,200	95,900
11	371,700	289,000	244,500	212,200	179,900	154,900	131,500	98,500
12	377,800	297,400	251,900	219,300	185,900	159,300	134,800	100,900
13	383,900	305,200	259,300	226,200	191,700	163,700	138,000	103,200
14	389,500	311,300	266,500	233,100	197,400	167,700	140,700	105,400
15	394,300	317,400	273,700	239,700	203,000	171,600	143,400	107,600
16		321,700	279,400	246,800	208,100	175,400	146,000	109,700
17			285,100	251,400	213,100	179,000	148,500	111,300
18			289,000	256,400	216,700	182,100	150,900	
19			292,800	260,000	220,000	185,100	152,900	
20			296,600	263,600	223,100	187,400		
21				267,200	225,600	189,700		
22				270,800	228,000	191,900		
23					230,400	194,100		
24					232,800			

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	148,300	125,400	103,300	92,000	74,900	67,000
2	153,300	129,900	107,700	95,700	77,200	68,900
3	158,300	134,400	112,100	99,400	79,700	70,900
4	163,600	139,000	116,500	103,300	82,200	72,900
5	168,000	143,600	120,900	107,200	85,100	74,900
6	174,600	148,300	125,400	111,100	88,300	77,100
7	180,300	153,000	129,600	114,800	92,000	79,500
8	186,100	157,700	133,800	118,600	95,700	81,900
9	192,000	162,400	138,100	122,400	99,300	84,700
10	197,900	166,600	142,300	126,100	102,900	87,800
11	203,800	170,700	146,100	129,900	106,400	91,000
12	209,700	174,900	149,800	133,500	109,800	94,200
13	215,600	179,100	153,500	137,100	113,000	97,300
14	221,500	183,200	157,100	140,600	116,200	100,400
15	226,500	187,300	160,800	144,000	119,000	103,200
16	231,500	191,400	164,500	147,100	121,500	106,000
17	236,400	195,400	168,200	150,100	123,900	108,700
18	241,300	199,400	171,900	153,100	126,300	110,800
19	246,100	203,300	175,400	155,700	128,700	112,800
20	250,600	207,200	178,500	158,100	130,800	114,800
21	254,600	211,000	181,300	160,100	132,800	116,700
22	258,600	214,700	183,600	162,100	134,700	118,600
23	262,600	218,000	185,900	164,100	136,600	120,500
24	265,800	221,300	187,900	166,000	138,500	122,400
25		223,700	189,900	167,900	140,300	124,300
26			191,900			126,100
27						127,900
28						129,700
29						131,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表 (第六条関係)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	272,300	227,100	—	—	—	—	119,800	102,300	—
2	281,200	236,000	212,100	197,700	170,600	144,600	125,300	106,900	82,400
3	290,200	245,000	219,600	204,900	176,900	150,700	130,800	111,900	85,500
4	299,200	254,000	227,100	212,100	183,300	156,900	136,300	117,000	88,700
5	308,300	262,800	234,800	219,500	190,500	163,100	141,800	121,400	92,400
6	317,500	271,600	242,500	227,000	197,700	169,300	147,000	125,100	96,100
7	328,900	280,400	250,200	234,500	204,900	175,600	152,100	128,600	99,800
8	340,400	288,200	257,900	242,100	212,100	181,900	156,700	131,800	102,900
9	351,900	296,000	265,600	249,700	219,500	188,200	161,200	134,900	105,300
10	363,300	303,700	273,200	257,400	226,900	194,500	165,500	138,000	107,400
11	371,700	311,300	280,800	265,100	234,300	200,700	169,800	141,000	109,400
12	377,800	318,900	288,400	272,700	241,700	206,900	173,900	144,000	111,300
13	383,900	326,500	295,900	280,200	249,000	213,100	177,900	147,000	113,200
14	389,500	334,000	303,400	287,700	256,300	217,800	181,600	149,800	115,100
15	394,300	341,500	310,900	295,000	263,600	221,900	184,700	151,900	116,700
16		348,900	317,900	301,500	270,700	226,000	187,800		
17		353,300	324,900	307,300	275,900	229,900	190,000		
18			329,000	311,200	281,100	233,000			
19			333,100	315,000	285,900	236,000			
20				313,800	289,500	238,400			
21					293,100	240,800			
22					296,700				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表 (第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	272,300	227,100	—	—	—	—	104,400	92,800	—
2	281,200	236,000	212,100	197,700	170,600	133,000	109,900	96,200	85,900
3	290,200	245,000	219,600	204,900	176,900	138,900	115,600	99,800	89,200
4	299,200	254,000	227,100	212,100	183,300	145,000	121,400	104,100	92,600
5	308,300	262,800	234,800	219,500	190,500	151,100	127,100	109,400	96,000
6	317,500	271,600	242,500	227,000	197,700	157,400	132,600	114,900	99,600
7	328,900	280,400	250,200	234,500	204,900	163,700	138,000	120,400	103,800
8	340,400	288,200	257,900	242,100	212,100	169,900	143,400	125,700	108,800
9	351,900	296,000	265,600	249,700	219,500	176,200	148,900	130,800	114,100
10	363,300	303,700	273,200	257,400	226,900	182,500	154,400	135,900	119,400
11	371,700	311,300	280,800	265,100	234,300	188,800	159,800	141,100	124,600
12	377,800	318,900	288,400	272,700	241,700	195,100	165,200	146,300	129,600
13	383,900	326,500	295,900	280,200	249,000	201,300	170,700	151,400	134,600
14	389,500	334,000	303,400	287,700	256,300	207,500	176,100	156,600	139,700
15	394,300	341,500	310,900	295,000	263,600	213,700	181,600	161,800	144,800
16		348,900	317,900	301,500	270,700	219,600	187,100	167,000	149,800
17		353,300	324,900	307,300	275,900	225,400	192,600	172,100	154,800
18			329,000	311,200	281,100	231,200	198,200	177,200	159,800
19			333,100	315,000	285,900	236,800	203,900	182,400	164,700
20				318,800	289,500	242,000	209,600	187,600	169,500
21					293,100	246,700	215,300	192,800	174,800
22					296,700	251,400	221,000	198,000	179,100
23					300,300	256,100	226,600	203,200	183,900
24						260,700	231,800	208,400	188,700
25						263,700	236,500	213,600	193,500
26						266,700	241,200	218,800	198,300
27						269,700	245,900	223,400	203,100
28						272,700	250,500	228,000	207,800
29						275,700	253,500	232,400	212,500
30							256,500	236,700	216,400
31							259,500	240,900	220,200
32							262,400	243,600	224,000
33							265,300	246,300	227,800
34									230,400

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	272,300	227,100	—	—	—	—	119,800	102,300	—
2	281,200	236,000	212,100	197,700	170,600	144,600	125,300	106,900	82,400
3	290,200	245,000	219,600	204,900	176,900	150,700	130,800	111,900	85,500
4	299,200	254,000	227,100	212,100	183,300	156,900	136,300	117,000	88,900
5	308,300	262,800	234,800	219,500	190,500	163,100	141,800	121,400	92,900
6	317,500	271,600	242,500	227,000	197,700	169,200	147,000	125,600	97,000
7	328,900	280,400	250,200	234,500	204,900	175,600	152,100	129,800	101,100
8	340,400	288,200	257,900	242,100	212,100	181,900	156,900	133,900	104,600
9	351,900	296,000	265,600	249,700	219,500	188,200	161,600	138,000	108,100
10	363,300	303,700	273,200	257,400	226,900	194,500	166,300	141,900	111,300
11	371,700	311,300	280,800	265,100	234,300	200,700	171,000	145,800	114,500
12	377,800	318,900	288,400	272,700	241,700	206,900	175,500	149,700	117,600
13	383,900	326,500	295,900	280,200	249,000	213,100	180,000	153,600	120,700
14	389,500	334,000	303,400	287,700	256,300	218,200	184,400	157,500	123,700
15	394,300	341,500	310,900	295,000	263,600	222,500	188,700	161,300	126,700
16		348,900	317,900	301,500	270,700	226,700	192,400	165,000	129,700
17		353,300	324,900	307,300	275,900	230,700	196,000	168,200	132,600
18			329,000	311,200	281,100	233,900	199,200	171,400	135,500
19			333,100	315,000	285,900	236,900	202,800	173,500	138,300
20				318,800	289,500	239,400	204,500		141,000
21					293,100	241,800	206,700		143,600
22					296,700	244,200	208,900		145,600
23							211,100		

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	259,000	212,000	173,400	144,000	113,000	—
2	268,800	221,300	181,000	150,900	118,500	87,900
3	278,600	230,700	188,600	157,800	124,500	91,800
4	288,400	240,100	196,200	164,700	130,500	96,900
5	298,200	249,400	203,800	171,600	136,300	102,100
6	307,900	258,500	211,400	178,200	142,100	107,300
7	317,500	267,500	218,900	184,700	147,700	112,400
8	327,100	276,400	226,200	191,000	152,900	117,000
9	336,700	285,300	233,500	197,300	158,000	121,700
10	345,100	294,200	240,200	203,500	163,100	126,400
11	353,400	302,900	246,900	209,400	167,800	130,500
12	360,100	311,000	253,700	215,300	172,400	133,800
13	366,800	319,100	260,400	221,100	176,900	136,800
14	373,500	326,200	266,500	226,900	181,200	139,800
15	379,000	333,300	272,500	232,600	185,500	142,800
16	384,400	339,600	278,300	238,300	189,800	145,800
17	389,000	345,900	284,000	243,700	194,100	148,800
18		351,500	288,600	249,100	197,400	151,800
19		355,600	292,300	252,500		154,700
20			296,000	255,900		156,800
21			299,700			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表（二）

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	170,700	138,100	113,500	93,100	76,000
2	176,200	143,500	118,100	96,700	78,100
3	181,700	149,000	122,700	100,800	80,400
4	187,200	154,500	127,400	104,900	82,900
5	192,700	160,000	132,600	109,100	86,000
6	198,500	165,400	137,900	113,300	89,300
7	204,300	170,700	143,300	117,500	92,800
8	210,500	175,500	148,700	121,700	96,400
9	216,700	180,200	154,100	126,000	100,300
10	222,900	184,800	159,500	130,600	104,300
11	229,200	189,300	164,800	135,100	108,400
12	235,400	193,800	169,200	139,700	112,600
13	241,600	198,800	173,400	144,300	116,800
14	247,800	202,800	177,600	148,700	121,000
15	253,200	207,300	181,700	153,000	125,000
16	258,400	211,700	185,800	157,200	128,900
17	263,500	216,100	189,700	161,400	132,800
18	268,600	220,400	193,500	165,500	136,700
19	273,600	224,700	196,900	169,500	140,500
20	278,600	228,700	200,300	172,800	144,200
21	282,800	232,700	203,100	176,000	147,000
22	287,000	235,600	205,800	178,900	149,600
23	291,200	238,500	208,400	181,600	151,600
24	294,600	241,400	210,600	184,100	
25			212,800	186,200	
26			215,000		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	144,000	105,800	87,200
2	—	167,500	150,500	112,200	90,900
3	215,600	175,100	157,000	118,600	94,900
4	224,100	182,700	163,600	125,000	99,500
5	232,700	190,300	170,600	131,300	104,200
6	241,500	197,900	177,700	137,600	109,500
7	250,300	205,500	184,800	144,000	114,800
8	259,100	213,200	191,900	150,400	120,700
9	267,900	220,900	199,000	156,900	126,700
10	276,700	228,600	206,100	163,400	132,700
11	285,500	236,300	213,100	169,900	138,700
12	294,300	243,600	220,100	176,500	144,500
13	303,200	250,500	227,100	183,000	150,100
14	312,200	257,800	234,100	188,600	155,400
15	321,200	264,100	240,600	194,200	160,600
16	330,200	270,600	247,000	199,200	165,500
17	339,200	276,900	253,400	204,000	170,200
18	347,600	283,200	259,800	208,800	174,900
19	355,500	289,500	266,100	213,600	179,600
20	363,300	295,700	272,400	218,300	184,300
21	371,100	301,200	278,600	222,900	188,600
22	378,400	306,700	284,800	227,500	192,900
23	385,000	312,200	290,200	232,000	197,000
24	390,500	317,600	295,500	236,500	201,000
25	395,300	323,000	299,400	240,900	204,400
26	400,100	327,800	302,600	245,100	207,700
27		331,300		248,300	211,000
28				251,400	214,300
29				254,400	216,800
30					219,200

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表（二）

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	254,200	—	96,100	—
2	261,400	185,800	100,600	81,000
3	269,000	192,800	106,000	84,000
4	276,600	199,900	111,400	87,100
5	284,200	207,000	116,800	90,600
6	291,900	214,100	122,200	94,700
7	299,600	221,200	127,600	99,000
8	307,300	228,300	133,000	103,900
9	315,000	235,400	138,600	108,900
10	322,700	242,600	144,200	114,100
11	330,100	249,800	149,800	119,300
12	337,500	257,000	155,800	124,400
13	344,600	264,100	162,300	129,600
14	351,600	271,200	169,000	134,800
15	356,200	278,300	175,800	140,100
16		285,300	182,600	145,400
17		292,300	189,400	150,600
18		299,200	196,100	155,800
19		306,000	202,900	161,000
20		312,800	209,800	166,600
21		319,300	216,700	170,100
22		325,800	223,600	174,600
23		332,100	230,500	179,100
24		338,400	237,300	183,500
25		342,600	244,100	187,900
26			250,400	192,300
27			256,500	196,600
28			262,600	200,800
29			268,600	204,600
30			274,600	208,200
31			279,600	211,300
32			284,400	214,400
33			288,000	217,400
34			293,200	220,200
35			297,300	222,400
36			301,300	
37			304,300	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級 俸 給 月 額	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	251,300		87,100	
2	258,100	185,000	91,600	81,000
3	264,900	184,900	96,100	84,000
4	271,800	171,800	100,600	87,100
5	278,700	178,800	106,000	90,600
6	285,600	185,800	111,400	94,700
7	292,500	192,800	116,800	99,000
8	299,400	199,800	122,200	103,900
9	305,600	206,800	127,600	108,900
10	311,800	213,800	133,000	114,000
11	317,600	220,800	138,600	119,100
12	323,400	227,400	144,200	124,000
13	328,200	233,900	149,800	128,900
14	333,000	240,400	155,800	133,800
15	337,100	246,900	162,300	138,700
16		253,300	169,000	143,400
17		259,700	175,800	148,100
18		266,100	182,600	152,800
19		272,500	189,400	157,400
20		278,900	196,100	161,900
21		285,300	202,800	166,300
22		291,300	209,600	170,300
23		296,400	216,400	174,300
24		301,400	222,800	177,900
25		305,800	228,700	181,400
26		309,500	234,600	184,400
27		312,500	240,500	187,400
28		315,500	246,200	190,000
29		318,500	251,600	192,300
30			256,900	194,500
31			262,000	196,600
32			267,000	
33			271,700	
34			276,400	
35			280,600	
36			284,300	
37			288,000	
38			291,400	
39			294,000	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	285,400		144,000	113,100	90,300
2	294,200	182,700	150,500	119,200	95,400
3	303,100	190,300	157,000	125,300	100,500
4	312,100	197,900	163,600	131,500	105,800
5	321,100	205,500	170,600	137,700	111,500
6	330,100	213,200	177,700	144,000	117,300
7	339,100	220,900	185,000	150,400	123,100
8	347,600	228,600	192,300	156,900	128,900
9	355,500	236,300	199,900	163,400	134,700
10	363,300	243,900	207,600	169,900	140,500
11	371,100	251,500	215,300	176,600	146,200
12	378,400	259,100	223,000	183,400	151,900
13	385,000	267,900	230,700	190,300	157,600
14	390,600	276,700	238,300	197,200	163,000
15	395,400	285,500	245,900	204,100	168,400
16	400,200	294,300	252,800	211,000	173,500
17		303,200	259,600	217,600	178,600
18		312,200	266,300	224,100	183,600
19		321,200	272,900	230,600	188,300
20		330,200	279,200	236,900	192,900
21		338,000	285,400	243,200	197,200
22		343,400	291,600	249,400	201,500
23		348,800	297,100	255,600	205,800
24		354,200	302,600	261,800	209,700
25		359,400	307,700	267,800	213,600
26		364,500	312,700	273,800	217,300
27		368,800	317,700	279,800	220,200
28		373,100	321,200	285,300	223,100
29				290,500	
30				295,500	
31				300,400	
32				305,100	
33				308,400	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表(第六条関係)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	98,400	81,600	—
2	—	—	98,000	84,700	74,500
3	—	—	103,700	88,300	76,700
4	208,600	149,100	109,500	91,900	79,100
5	217,000	156,300	115,300	95,700	81,600
6	225,900	163,600	121,100	100,600	84,600
7	234,900	171,000	126,900	105,700	88,000
8	243,900	178,400	132,800	110,900	91,400
9	253,500	185,700	139,000	116,500	94,100
10	263,200	192,900	145,100	122,100	96,800
11	272,900	200,100	151,200	127,700	99,500
12	282,600	207,100	157,300	133,300	102,200
13	292,300	214,100	163,300	138,800	104,700
14	302,100	220,500	169,100	144,300	107,100
15	311,800	226,800	174,900	149,400	109,500
16	321,500	232,900	180,600	154,000	111,800
17	331,200	238,300	186,200	158,500	113,500
18	340,900	243,200	191,600	163,000	—
19	350,600	248,100	197,000	167,400	—
20	360,200	253,000	202,400	171,700	—
21	368,400	257,900	207,800	176,000	—
22	374,300	262,800	213,200	180,100	—
23	380,100	267,600	218,500	183,500	—
24	385,100	272,400	222,900	186,900	—
25	390,100	276,700	227,300	189,600	—
26	394,300	281,000	230,500	192,100	—
27	—	284,500	233,700	—	—
28	—	—	236,900	—	—

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	264,200	201,900	—	120,800
2	273,100	210,800	175,900	128,000
3	282,000	219,700	184,500	135,200
4	290,900	228,600	193,100	142,400
5	299,800	237,500	201,900	150,700
6	308,500	246,400	210,700	159,100
7	317,200	255,300	219,500	167,500
8	325,600	264,200	228,300	175,900
9	334,000	273,100	237,100	184,300
10	342,400	282,000	245,900	192,600
11	350,800	290,900	254,700	200,900
12	359,100	299,100	262,200	207,800
13	367,300	307,300	269,700	214,500
14	375,500	315,500	276,700	221,200
15	382,400	323,700	283,700	227,900
16	389,300	331,900	290,700	234,600
17	396,000	339,500	297,700	241,200
18	401,700	347,000	304,700	247,800
19	406,500	354,500	311,700	253,800
20	411,300	360,800	317,600	258,200
21	—	367,100	323,500	262,500
22	—	371,400	328,800	265,600
23	—	375,700	332,500	—
24	—	—	336,200	—

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	特2等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	254,800	208,400	185,800	157,700	116,700	93,100	81,900	—
2	264,500	217,200	192,900	164,400	122,300	97,200	85,200	76,700
3	274,300	226,200	200,000	171,200	127,900	101,800	88,600	79,200
4	284,100	235,300	207,300	178,100	133,500	106,500	92,300	81,700
5	293,900	244,400	214,700	185,100	139,100	111,400	96,300	84,800
6	303,900	253,500	222,100	192,100	144,800	116,300	100,800	88,000
7	313,900	262,400	229,500	199,200	150,500	121,400	105,300	91,200
8	323,900	271,400	237,000	206,300	156,400	126,500	109,500	93,800
9	333,900	280,400	244,500	213,400	162,400	131,500	113,400	96,300
10	343,900	289,000	251,900	220,400	168,400	136,500	117,300	98,800
11	350,300	297,400	259,300	227,300	174,400	141,500	121,200	101,100
12	355,900	305,200	266,500	234,000	180,300	146,200	124,800	103,300
13	361,500	311,300	273,700	240,600	186,200	150,800	128,400	104,900
14	366,700	317,400	279,400	247,000	192,100	155,400	131,700	—
15	371,900	323,500	285,100	252,400	197,800	159,900	135,000	—
16	376,400	327,800	289,000	257,700	203,500	164,300	138,200	—
17	—	—	292,800	262,500	209,000	168,400	140,900	—
18	—	—	—	267,200	214,300	172,300	143,600	—
19	—	—	—	270,800	218,100	176,100	146,100	—
20	—	—	—	274,400	221,600	179,700	148,100	—
21	—	—	—	—	224,900	182,700	—	—
22	—	—	—	—	227,400	185,000	—	—
23	—	—	—	—	229,900	187,300	—	—
24	—	—	—	—	232,300	189,500	—	—

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	182,000	142,000	121,800	91,700	80,100
2	188,600	147,400	126,600	95,700	83,000
3	195,300	152,900	131,500	100,000	85,900
4	202,000	158,500	136,500	104,300	88,800
5	209,000	164,200	141,600	108,600	91,700
6	216,100	170,000	146,700	112,900	95,700
7	223,300	175,800	151,800	117,200	99,900
8	230,500	181,600	156,900	121,600	104,200
9	237,700	187,400	161,900	125,900	108,500
10	245,000	193,200	167,000	130,200	112,600
11	252,300	199,000	172,100	134,500	116,800
12	259,600	204,800	177,300	138,900	120,900
13	266,700	210,600	182,500	143,300	125,000
14	273,800	216,400	187,700	147,500	128,900
15	280,900	222,200	192,900	151,700	132,800
16	287,300	227,900	198,100	156,000	136,800
17	293,700	233,600	203,300	160,300	140,800
18	299,600	239,300	208,500	164,500	144,700
19	305,400	245,000	213,700	168,800	148,500
20	309,200	250,600	218,600	172,700	152,300
21	312,900	255,700	223,500	176,800	156,100
22	316,600	259,700	228,300	180,900	159,800
23	—	263,700	232,200	185,000	163,100
24	—	267,700	236,100	189,100	166,300
25	—	270,900	239,800	193,200	169,500
26	—	274,100	242,800	197,200	172,500
27	—	276,800	245,800	201,100	175,400
28	—	—	248,300	205,000	178,300
29	—	—	—	208,600	180,500
30	—	—	—	211,000	—

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条の三第一項の改正規定(同項第一号及び第二号を改める部分を除く。)並びに附則第七項及び第八項の規定は、昭和五十四年一月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に係る改正規定(以下「初任給調整手当」に関する改正規定」という。)を除く。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という。)の規定は、昭和五十三四年四月一日から適用する。

3 昭和五十三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

5 (切替日前の異動者の号俸等の調整)
切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要

な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

7 (初任給調整手当に関する経過措置)
初任給調整手当に関する改正規定の施行の際改正前の法第十条の三第一項第三号又は第四号の規定により初任給調整手当を支給することとされていた職員及び同条第二項の規定によりこれらの職員との権衡上初任給調整手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十条の三第一項又は第二項の規定による初任給調整手当を支給されないこととなる職員については、人事院規則で定めるところにより、従前は、人事院規則で定めるところにより、従前の例による支給期間及び支給額の範囲内で初任

給調整手当を支給する。

8 初任給調整手当に関する改正規定の施行の際改正前の法第十条の三第一項第三号に該当していた官職(改正後の法第十条の三第一項第三号に該当する官職を除く。)に新たに採用された職員及び人事院規則で定めるこれに準ずる職員のうち、前項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員については、人事院規則で定めるところにより、三年以内の期間、月額千五百円を超えない範囲内の額の初任給調整手当を支給することができる。

9 (給与の内払)
職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

10 附則第三項から前項までに定めるものは

(人事院規則への委任)

か、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四

年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第三条関係）

官職名	俸給月額
秘書官	
八号俸	三一九、〇〇〇円
七号俸	二九一、五〇〇円
六号俸	二六四、〇〇〇円
五号俸	二三六、五〇〇円
四号俸	二一一、五〇〇円
三号俸	一八八、五〇〇円
二号俸	一六九、五〇〇円
一号俸	一五五、五〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の

特別職の職員の給与に関する法律の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

2 秘書官が、改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、昭和五十三年四月

一日以後の分として支給を受けた給与は、改正

後の特別職の職員の給与に関する法律の規定に

よる給与の内払とみなす。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六

十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「四千八百二十円」を「四千八

百五十円」に改める。

第二十五条第二項中「四万八千六百円」を「五万

三百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

3 3 3 等 等 等 陸 海 空 尉 尉 尉 給 額 俸 月	准 准 准 陸 海 空 尉 尉 尉 給 額 俸 月	1 1 1 等 等 等 陸 海 空 曹 曹 曹 給 額 俸 月	2 2 2 等 等 等 陸 海 空 曹 曹 曹 給 額 俸 月	3 3 3 等 等 等 陸 海 空 曹 曹 曹 給 額 俸 月	陸 海 空 士 士 士 長 長 長 給 額 俸 月	1 1 1 等 等 等 陸 海 空 士 士 士 給 額 俸 月	2 2 2 等 等 等 陸 海 空 士 士 士 給 額 俸 月	3 3 3 等 等 等 陸 海 空 士 士 士 給 額 俸 月
134,000	127,700	122,800	110,400	105,100	97,400	93,200	85,800	82,300
137,200	134,100	129,200	116,500	110,000	101,100	97,000		
140,400	140,400	135,500	122,800	115,800	105,100	100,700		
146,400	146,400	141,500	129,200	121,900	109,500	104,600		
152,400	152,400	147,500	135,500	127,900	114,400			
158,300	158,300	153,400	141,500	133,800	119,500			
164,400	164,400	159,500	147,500	139,400	124,600			
170,500	170,500	165,600	153,400	145,000	129,400			
176,400	176,300	171,400	159,500	150,600	134,100			
182,400	182,100	177,200	165,600	156,200				
188,400	188,100	183,200	171,400	161,600				
194,400	193,900	189,000	177,200	167,000				
200,500	199,900	195,000	183,000	172,300				
206,500	205,900	201,000	188,500	177,600				
212,600	211,800	206,800	194,100	182,100				
218,700	217,900	212,800	199,800	186,600				
224,900	224,100	218,800	205,300	191,300				
231,000	230,200	224,900	210,500	195,900				
237,100	236,300	231,000	215,500	200,500				
243,200	242,400	237,000	220,600					
249,200	248,400	243,000	225,700					
254,900	254,100	248,700	230,800					
260,100	259,300	253,900	235,700					
265,300	264,500	259,100	240,400					
270,500	269,700	264,300						
275,600	274,800	269,300						
280,600	279,800							

める者で政令で定めるものとする。

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

号 俸	指 定 職	職 務 の 等 級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	354,000	1	286,800	221,400	—	139,400
2	390,000	2	299,200	230,700	196,700	145,600
3	434,000	3	311,700	240,100	204,400	151,900
4	480,000	4	324,200	249,800	212,200	158,500
5	518,000	5	336,700	259,600	220,000	166,500
6	557,000	6	349,800	269,500	228,100	173,500
7	605,000	7	361,900	279,400	236,200	180,700
8	653,000	8	374,500	289,100	244,300	187,900
9	697,000	9	387,200	298,800	252,500	195,200
10	745,000	10	399,700	308,500	260,700	202,500
11	788,000	11	408,900	318,000	268,900	210,100
		12	415,700	327,200	277,100	217,800
		13	422,400	335,800	285,300	225,700
		14	428,500	342,500	293,200	233,500
		15	433,800	349,200	301,100	241,300
		16		353,900	307,400	248,900
		17			313,700	256,500
		18			318,000	263,800
		19				271,000
		20				276,600
		21				282,100
		22				286,100

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係)

階 級 号 俸	陸 海 空	将 将 将 海 空 空	陸 将 補 海 空 補	1 等 陸 佐 1 等 海 佐 1 等 空 佐	2 等 陸 佐 2 等 海 佐 2 等 空 佐	3 等 陸 佐 3 等 海 佐 3 等 空 佐	1 等 陸 尉 1 等 海 尉 1 等 空 尉	2 等 陸 尉 2 等 海 尉 2 等 空 尉
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	354,000	309,800	267,800	229,700	198,400	—	160,800	141,000
2	390,000	322,600	278,000	237,800	205,500	190,500	167,600	147,800
3	434,000	335,600	288,200	247,800	213,600	197,500	174,600	153,600
4	480,000	348,500	298,800	257,300	221,700	204,600	181,600	160,000
5	518,000	361,500	308,300	267,400	229,700	212,700	188,400	166,400
6	557,000	374,500	318,500	277,600	237,800	220,700	195,400	172,900
7	605,000	387,500	328,700	287,800	246,100	228,600	202,400	179,400
8	653,000	400,600	338,900	297,700	254,500	236,500	209,400	185,800
9	697,000	413,600	348,600	307,600	262,800	244,500	216,300	192,400
10	745,000	423,100	357,500	317,200	271,400	252,500	223,300	198,800
11	788,000	430,100	366,400	326,700	279,900	260,400	230,400	205,400
12		437,000	375,200	335,800	288,500	268,300	237,700	211,900
13			384,100	344,400	297,100	276,000	244,900	218,400
14			391,800	351,100	305,600	283,700	251,600	225,000
15			396,600	357,800	313,900	291,400	258,200	231,800
16			401,900	362,800	322,200	298,700	264,600	237,900
17				367,800	330,300	304,200	270,600	244,000
18				372,800	337,000	309,600	276,000	250,100
19				377,800	343,700	314,700	281,500	256,100
20					348,700	319,700	286,900	261,800
21					353,700	324,700	292,200	267,000
22					358,700	329,700	297,200	272,200
23							302,200	277,400
24								282,500
25								287,500
26								
27								

備考 この表の陸将、海将及び空将の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占

附則

- 1 (施行期日等)
この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第九項及び第十項の規定は、昭和五十四年一月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。
- 3 (俸給の切替等)
昭和五十三年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額額は、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。
- 4 (旧俸給月額を受けていた期間の通算)
前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五項第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。)第八条第六項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。
- 5 (最高号俸等を受ける職員の俸給の切替等)
切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。
- 6 (切替期間に異動した職員の俸給月額等)
切替日からこの法律の施行の日の前日までの

- 間において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職給与改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の一般職給与法」という。)別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第七までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。
- 7 (切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)
切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
 - 8 (旧俸給月額等の基礎)
附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。
 - 9 (初任給調整手当に関する経過措置)
一般職給与改正法附則第一項ただし書に係る改正規定(次項において「初任給調整手当」に関する改正規定」という。)の施行の際新法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十條の三第一項第三号又は第四号の規定により初任給調整手当を支給することとされていた職員及び同条第二項の規定によりこれらの職員との権衡上初任給調整手当を支給することとされていた職員のうち、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十條の三

- 第一項又は第二項の規定による初任給調整手当を支給されないこととなる職員については、政令で定めるところにより、従前の例による支給期間及び支給額の範囲内で初任給調整手当を支給する。
- 10 初任給調整手当に関する改正規定の施行の際新法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十條の三第一項第三号に該当していた官職(新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十條の三第一項第三号に該当する官職を除く。)に新たに採用された職員及び政令で定めるこれに準ずる職員のうち、前項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要と認められる職員については、政令で定めるところにより、三年以内の期間、月額千五百円を超えない範囲内の額の初任給調整手当を支給することができる。
 - 11 (給与の内払)
職員が旧法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。
 - 12 (政令への委任)
附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

- 九月二十九日本委員会に左の案件が付託された。
- 一、旧国際電気通信株式会社等の解散前に退職した社員に対する恩給法等の期間通算に関する請願(第一号)(第二号)
 - 一、重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願(第二八号)(第六六号)
- 第一号 昭和五十三年九月十八日受理
旧国際電気通信株式会社等の解散前に退職した社員に対する恩給法等の期間通算に関する請願
請願者 東京都三鷹市井の頭二ノ二五ノ一 六 中村香苗
紹介議員 菅野 儀作君
- 戦時中における在外電気通信従事者に対する処遇に関する終戦処理のうち、在満支の外国特殊法人職員については、恩給法納金に関する国庫納金の選及納付の条件を付されることもなく、先に恩給公務員であること等の特定の条件をもつて、その社員期間につき、既に恩給等の在職年の通算特例の適用の対象となつてゐるが、昭和二十二年五月二十五日の旧国際電気通信株式会社等の会社業務政府引継ぎ以前に、当該会社を退職し、通信部内等に再就職した者に対しては未だなら措置がなく放置されているので、前記外国特殊法人の電気通信従事者と同等の恩給等通算特例の適用に関する法的措置を講ぜられたい。なお、職員中には、臨時軍事費支弁となる陸海軍の有給嘱託が含まれており、その軍属としての身分の確認並びに外国騒乱地勤務加算について明確に扱われていない実情にあるから、これら会社の社員期間を恩給期間及び退職手当の期間に通算するなどその他軍属の身分確認について所要の法的措置を講ぜられたい。
- 理由
私どもは過ぐる支那事変、大東亜戦争に際し、元通信省職員として勤務中、昭和十四年以降、所屬庁の勸奨により会社に派遣され、海南島地区、南方占領地域及び香港地区の電気通信業務に従事したが、終戦により引揚後は解雇予告ともいへば休職となり、昭和二十二年五月二十五日の会社業務の政府引継ぎまでに退職して、自力をもつて通信部内に復帰または民間の電気通信復興工学会社等に再就職し、あるいは若干の期間において通信部内に復帰した。この場合、現行規定において

は会社に勤務した期間は恩給公務員としての勤続とみなされたいために、恩給期間及び退職手当の期間に通算されず著しく不利な扱いを受けている。

第二号 昭和五十三年九月十八日受理

旧国際電気通信株式会社等の解散前に退職した社員に対する恩給法等の期間通算に関する請願

請願者 東京都世田谷区祖師谷一ノ二五ノ

一九 柳田寛治

紹介議員 高橋 蒼富君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二八号 昭和五十三年九月十九日受理

重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 佐賀県多久市南多久町長尾 中島 幸一

紹介議員 福岡日出磨君

一、現在の傷病恩給では介護者を求め難いから、速やかに、重度戦傷病者に充実した介護料を支給すること。

二、重度戦傷病者死亡後の家族に対し、現在支給している増加恩給に準じた、公務員並みの年金を支給すること。

三、重度戦傷病者の長年の稼働力減失、精神的、肉体的苦痛等に対する補償などからみて、現傷病恩給は不均衡であるからこれを改善すること。

四、重度戦傷病者の特別項症の最高七割増までの制限を撤廃して、各症状等差の全額合算したものを支給すること。また、項症中、視力、明暗、眼前手動程度は、有期を無期とし特別項症に格上げすること。

第六六号 昭和五十三年九月二十日受理

重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 茨城県土浦市真鍋三ノ八ノ二 山

本文造

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一〇三号 昭和五十三年九月二十一日受理

元号法制化促進に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会

議長 池田善治

紹介議員 鈴木 省吾君

明治、大正、昭和という我が国の元号制は、戦後、新皇室典範の制定により、その法的根拠があまりになつたまま、今日に至つてゐる。「大化」以来、千三百余年絶えることなく続いてきた元号は、日本の伝統として広く国民的慣習となつており、最近の政府の世論調査によれば、国民の多数が元号の存続を望んでいることが示されているが、更に国民的合意を求めることが緊要である。よつて元号を存続させるため「元号制度調査会」(仮称)を設置し、その法制化を速やかに実現し、元号の法的根拠を明確にするよう強く要望する。

第八十四回国会閉会後内閣委員会会議録第二号中正誤

ベシ 段行 誤 正

三 一 三 ほとんど ほとんど

昭和五十三年十月十一日印刷

昭和五十三年十月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B